

# 来年5月21日 裁判員制度 始まります。

## 裁判員候補者名簿記載通知が届きます。

裁判員制度の実施に向けて、水戸地方裁判所では、茨城県内の44市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成したデータに基づき、この秋に、平成21年の裁判員候補者名簿を作成します。

裁判員候補者名簿に載った方には、12月10日ごろまでに、名簿に記載されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。



この通知は、翌年、裁判員を選任するための手続を行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ(呼出状)が届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

したがってこの段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

せん。

裁判員候補者名簿に載った方には、この名簿記載通知と同時に調査票をお送りします。

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているかどうか(就職禁止事由の有無)、②1年を通じての裁判員の辞退希望の有無・理由、



③月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、2ヵ月を上限として、その特定の月における辞退希望の有無・理由をお尋ねします。

調査票をお送りするのは、できるだけ早期にこのような事情をお尋ねすることにより、裁判員に選ばれることがない方が裁判員候補者として裁判所にお越しいただくなくてもいいようにして、裁判員候補者の方々の御負担を軽減するためです。御記入・御返送に御協力ください。

## 裁判員制度とは??

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。



## 茨城県内では・・・

来年1年間に必要な裁判員候補者を7,600人と決定し、その人たちに名簿記載通知を送ります。(年間予想件数を114件、一つの事件に呼び出される候補者を100人とし、5～12月の8ヵ月で計算した人数)

県内の選挙人名簿登録者は6月現在で約242万4,000人で、約319人に1人が選ばれる計算です。



今後も、裁判員制度の実施に向けて、皆様に様々な情報をお知らせしていきます。裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)でも紹介しています。

◆水戸地方裁判所◆

